

事 務 連 絡

令和5年4月19日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会  
(公社) 全日本不動産協会  
(一社) 不動産協会  
(一社) 不動産流通経営協会  
(一社) 全国住宅産業協会  
(公財) 不動産流通推進センター

御中

国土交通省不動産・建設経済局

不動産課不動産指導室

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その  
168）

標記につきまして、別添の通り警察庁から要請がきましたので、よろしくお  
取り計らい願います。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 131 号  
令和 5 年 4 月 18 日

金融庁総合政策局長  
金融庁企画市場局長  
金融庁監督局長  
総務省情報流通行政局郵政行政部長  
総務省総合通信基盤局長  
法務省民事局長  
財務省大臣官房総括審議官  
財務省理財局長  
財務省国際局長  
厚生労働省雇用環境・均等局長  
農林水産省大臣官房総括審議官  
(新事業・食品産業)  
農林水産省経営局長  
経済産業省商務・サービス審議官  
経済産業省製造産業局長  
資源エネルギー庁次長  
中小企業庁長官  
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について (要請その 168)

この度、別添のとおり「先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」（令和 5 年 4 月 18 日付け外務省告示第 155 号）により資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

テロリスト等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られてきたと

ころであるが、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件

○ 外務省告示第百五十五号

部 先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年外務省告示第八十号）の別表（令和四年外務省告示第七十一号を含む）の関連の告示により改正するに定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように

次令和五年四月十八日に掲げる規定の傍線を付した部分のようを改正するに  
対応するに改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようを改正するに  
順次

改 出 後	改 出 前
<p>(別表)</p> <p>1. ～17. [略]</p> <p>18. アブデルハリーム・ハーフィズ・アブデルファッターフ・レマドナ (別名：(a)アブデルハリーム・レマドナ(b)ジャロール)</p> <p>ABDELHALIM HAFED ABDELFATTAH REMADNA (original script:عبدالحميم حافظ عبدالفتاح رمادنا) (a. k. a. : (a) Abdelhalim Remadna (b) Jalloul )</p> <p>称号：不明 役職：不明 生年月日：1966年4月2日 出生地：Biskra, Algeria 国籍：アルジェリア 旅券番号：不明 ID番号：不明 住所：アルジェリア 国連制裁委員会による指定日：<u>2002年9月3日（2006年4月12日、2008年4月7日、2009年6月3日、2010年1月25日、12月23日、2019年5月1日及び2023年3月15日に改訂）</u> その他の情報：2006年8月12日にイタリアからアルジェリアに強制送還された。国連安全保障理事会決議</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～17. [同左]</p> <p>18. アブデルハリーム・ハーフィズ・アブデルファッターフ・レマドナ (別名：(a)アブデルハリーム・レマドナ(b)ジャロール)</p> <p>ABDELHALIM HAFED ABDELFATTAH REMADNA (original script:عبدالحميم حافظ عبدالفتاح رمادنا) (a. k. a. : (a) Abdelhalim Remadna (b) Jalloul )</p> <p>称号：不明 役職：不明 生年月日：1966年4月2日 出生地：Biskra, Algeria 国籍：アルジェリア 旅券番号：不明 ID番号：不明 住所：アルジェリア 国連制裁委員会による指定日：<u>2002年9月3日（2006年4月12日、2008年4月7日、2009年6月3日、2010年1月25日、12月23日及び2019年5月1日に改訂）</u> その他の情報：2006年8月12日にイタリアからアルジェリアに強制送還された。国連安全保障理事会決議第1</p>

第1822号(2008年)に基づく見直しは2009年12月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号(2015年)に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。国連安全保障理事会決議第2610号(2021年)に基づく見直しは2022年11月8日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：  
<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

19. ～ 35. [略]

822号(2008年)に基づく見直しは2009年12月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号(2015年)に基づく見直しは2019年2月21日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：  
<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/1424786>

19. ～ 35. [同左]

備考 表中の [ ] の記載及び全体に向けた傍線は注記による。